

平成 27年5月22日

各 位

会社名 代表者名 株式会社日本一ソフトウェア 代表取締役社長 北角 浩一 (JASDAQ・コード番号:3851)

問合わせ先

役職・氏名

取締役管理部長 世古 哲久 電 話 058-371-7275

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、下記の通り定款の一部変更について 平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせ いたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第28条(取締役の責任免除)及び第39条(監査役の責任免除)を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第28条及び第39条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第39条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 今後の事業展開の促進および経営基盤の充実強化に備えるために、取締役の増員が可能となるよう員数を5名から8名に3名増加するものであります。(現行定款第18条)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

(1) 定款変更のため株主総会開催日

平成 27 年 6 月 25 日

(2) 定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 25 日

以 上

現行定款

第1条 ~ 第17条 (条文省略)

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、5名以内とする。

第19条 ~ 第27条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、社外取締役の会社法第423 条第1項の責任につき、善意でかつ重 大な過失がない場合は、賠償責任を限 定する契約を締結することが出来る。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。

第 29 条 ~ 第 38 条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
 - 2 当会社は、社外監査役の会社法第423 条第1項の責任につき、善意でかつ重 大な過失がない場合は、賠償責任を限 定する契約を締結することが出来る。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。

第 40 条 ~ 第 47 条 (条文省略)

変更案

第1条 ~ 第17条 (現行どおり)

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条 ~ 第27条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

2 当会社は、取締役(業務執行取締役 等である者を除く。)の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重 大な過失がない場合は、賠償責任を限 定する契約を締結することが出来る。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令の定める最低責任限度 額とする。

第29条 ~ 第38条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第39条 (現行どおり)

2 当会社は、<u>監査役</u>の会社法第 423 条 第1項の責任につき、善意でかつ重大 な過失がない場合は、賠償責任を限定 する契約を締結することが出来る。た だし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令の定める最低責任限度額 とする。

第40条 ~ 第47条 (現行どおり)